

指針の目的

- 学校教育の一環として行われる部活動の適切な運営や指導について示すことにより、生徒の生涯にわたる豊かなスポーツライフや芸術文化等の活動に親しむ能力や基礎を育むことに資するものである。

指針改訂の経緯

- これまで多くの中学校等の生徒のスポーツに親しむ機会は、学校が運動部活動を設置運営する形で確保されてきたが、少子化や学校の働き方改革が進む中で、現行の、学校単位で活動し、指導は教員が担うという運動部活動の継続は困難であり、今後、生徒がスポーツに親しむ機会が大きく減少してしまう恐れがある。
- 国の方針としては、学校の運動部活動に代わり、地域において運動・スポーツの機会を将来にわたって確保・充実できるよう、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく方向が示されている。
- 将来的な部活動地域移行を見据え、学校ができる段階的な取組として、部活動の活動時間等の見直しをまずは行うことで、小郡市の教育環境に合った「持続可能な部活動」の在り方をめざし、指針の一部を改訂する。

1 部活動の適切な運営

(1) 部活動の方針の策定等

- ・各学校の方針の策定と年間計画等の作成及び公表

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・部活動の設置数や部活動指導員の活用、顧問の配置及び顧問等への研修、適切な勤務時間の管理等

(3) バランスのとれた部活動の運営

- ・適切な休養日及び活動時間等の設定及び休養日及び活動時間等の公表、参加大会等の精査

○学期中の休養日は、基本的には週当たり3日以上とする。

（平日は少なくとも2日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とする。週休日に大会参加等で休養日を設けることができなかつた場合は、その休養日を他の日に振り替える）

○1日の活動時間は、平日は朝練を含め2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とする。

○朝練については、基本的には3月1日（最終下校時刻18：00）から5月31日（最終下校時刻18：30）の期間は中止とする。ただし、ブロック陸上競技大会出場希望者については、5月から朝練習を認めるものとする。

※ 次年度は、これに沿って試行実施し、令和5年度中に予定する生徒及び保護者アンケートにより検証を行う。

(4) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・体罰・暴言等禁止の徹底、適切な人間関係の形成、生徒の意見を反映した指導等
- ・生徒の発達段階等に応じた無理のない練習及び配慮を要する生徒への指導の在り方
- ・運動及び文化部活動用指導手引の活用
- ・医・科学の見地から、医療機関等の外部の専門家を招聘した研修の実施

(5) 生徒の健康・安全確保

- ・危機管理マニュアルの作成、熱中症対策等、安全確保、事故の未然防止及び事故への対応
- ・施設設備等の安全点検、活動場所の安全配慮及び大会等への引率

2 部活動の活性化を図るために

(1) 各種会議の開催と研修会への参加

- ・職員会議、顧問会議、キャプテン会議、保護者会議等の実施
- ・指導力向上のための研修

(2) 開かれた部活動

- ・部活動指導員及び外部指導者の活用、体験入部期間等の設定、部活動参観日等の設定
- ・生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置
- ・生徒のスポーツ及び芸術文化に係る活動参加の促進について
- ・他校との連携

※ 校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部や特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が合同チームによる編成等や拠点校の部活動に参加する等、学校間での連携を図り、合同部活動等の取組を推進すること。

(3) 地域との連携等

- ・地域や保護者等との連携・協議、小郡市のスポーツ協会及び文化協会等との連携